

野方駅～鷺ノ宮駅周辺エリア防災計画

1 地域特性等

西武新宿線各駅については、1日あたりの乗降人員数は多くないが、駅や近隣に一定の屋内スペースをもつ施設が少なく、災害発生時に駅から誘導される鉄道利用者が一時的に滞在できる場所が限られている。また、災害発生時の時間帯によって、どの駅に鉄道が停車するかが変わるため、当該地域の対策の実施にあたっては、横断的な取り組みが必要となる。

地域設定にあたっては、災害発生時に第一次交通規制がかかる環状7号線では相当な混乱が予想されることから、環状7号線より西に位置する西武新宿線各駅周辺を一つの地域とみなし、帰宅困難者対策を実施する。

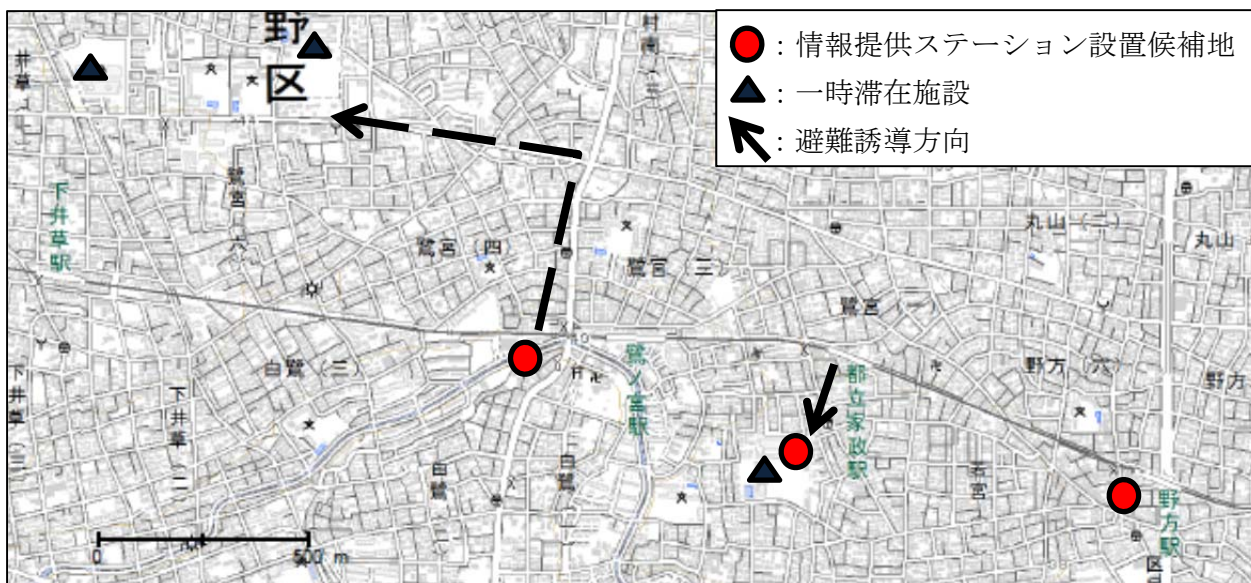
2 災害発生時の駅周辺の想定

- 大部分の信号が停止し、環状7号線、新青梅街道、中野通り、中杉通りは車の渋滞が発生する。
- 区内を走行していた鉄道利用者が近隣の駅に誘導され、駅舎から利用者があふれ出る。
- 西武新宿線各駅周辺の商店街、施設等の利用者が情報を求めて一時的に駅に集中する。
- 時間の経過とともに新青梅街道に長距離帰宅者が現れ始め、歩道から車道にはみ出す。
- 鉄道の運行状況によっては、屋外滞留者がほとんど発生しない駅が存在する。

3 連携・協力体制

駅周辺等のオープンスペースで情報提供を行うとともに、状況に応じて都が一時滞在施設として指定している都立高等学校等への誘導を行う。(イメージは次ページ)

<野方駅～鷺ノ宮駅周辺地域の帰宅困難者対策（イメージ）>



- 駅周辺に屋外滞留者のための情報提供場所を設置するとともに、防災行政無線を通して区から提供される災害関連情報を屋外滞留者に対して提供する。
- 帰宅困難者を駅周辺で一時的に滞在させ、一時滞在施設が開設された場合には、当該施設へ誘導を行う。

4 災害関連情報の提供

(1) 情報収集及び情報提供

- 区は、国、都、警察、消防、マスコミ、鉄道事業者、公共機関等から災害関連情報（公共交通機関運行状況、道路被害状況、一時滞在施設開設状況等）を収集する。
- 区は、収集した情報を、防災行政無線等を通じて、公共交通機関、避難所、一時滞在施設等へ提供する。
- また、協議会は屋外滞留者への情報提供として、駅周辺等に情報提供ステーションを設置する。

(2) 情報提供ステーションの運用

- 情報提供ステーションは、各駅または地域本部等からの情報により、滞留者が発生している駅等に駅周辺事業者、鉄道事業者等が連携し、2名以上の人員を基準として運営し、区から派遣される帰宅困難者対策班が指揮をとる。
- 駅周辺事業者等は、自助の取り組みが一定程度落ち着いた後に情報提供場所に参集し、情報提供ステーションを設置する。
- 情報提供ステーションは、防災行政無線等により、区から災害関連情報の提供を受ける。
- 滞留者への情報提供方法は、ホワイトボード及び中野区地図（A1サイズ）への記入及びトランジスタメガホンを使って記入内容の広報を行う。

○ また、区が事前に準備した駅周辺地図を配布し、近隣の広域避難場所、一時滞在施設等の案内を行う。

(3) 情報提供ステーション設置備品（例）

- | | | |
|--------|----------|---------------|
| ○ テント | ○ 机、椅子 | ○ 投光機及び発電機 |
| ○ 筆記用具 | ○ コードリール | ○ ホワイトボード |
| ○ 看板 | ○ 防災行政無線 | ○ 地図（掲示用、配布用） |
| ○ ベスト | ○ メガホン | ○ ヘルメット |

(4) 情報提供場所

<野方駅>

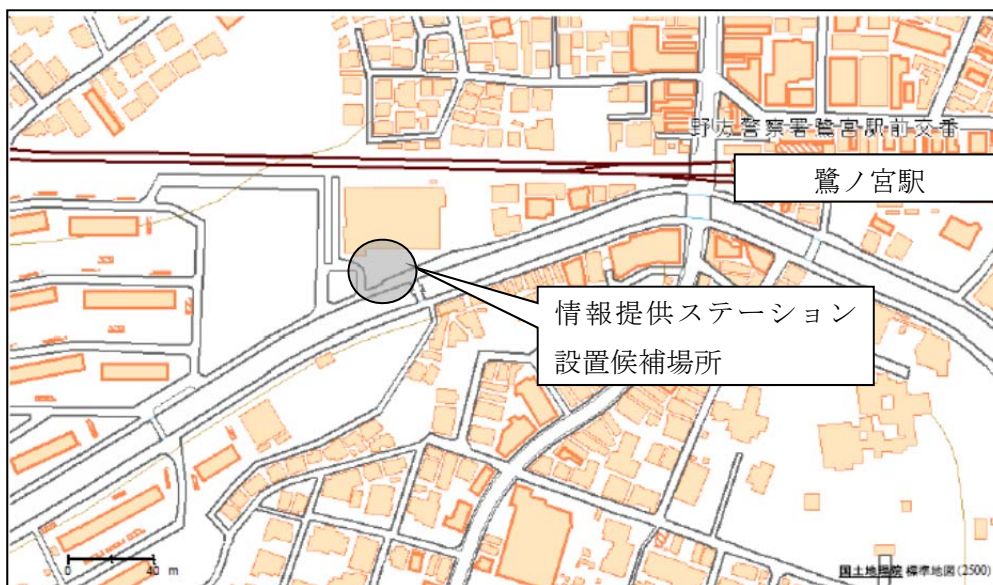


<都立家政駅>



※ 都立鷺宮高等学校は、避難所として指定しているため、避難所と同等の情報を帰宅困難者に対しても提供する。

< 鷺ノ宮駅 >



5 避難誘導

(1) 避難誘導方法

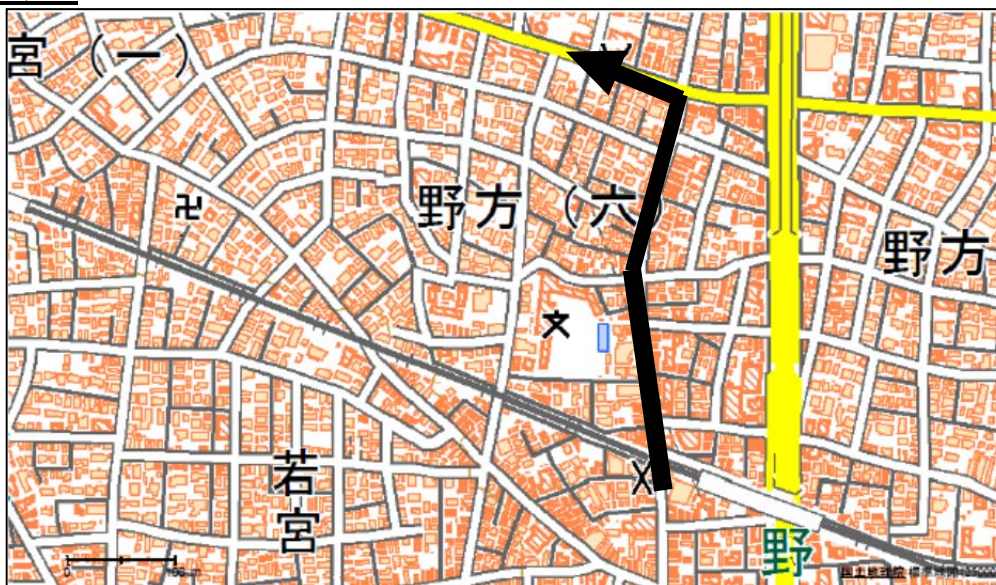
< 第1段階（災害発生から一定程度落ち着くまで） >

- 鉄道事業者（西武鉄道株式会社）は、鉄道内及び構内の利用者を施設外の安全な場所まで誘導する。

< 第2段階（一時滞在施設が開設されてから） >

- 一時滞在施設が開設された後、特に滞留者が多く、避難誘導が必要な駅について、避難誘導を行う。
- 避難誘導は、ヘルメット、共通のベストを着用し、誘導灯及びメガホンにより行う。

< 野方駅 >



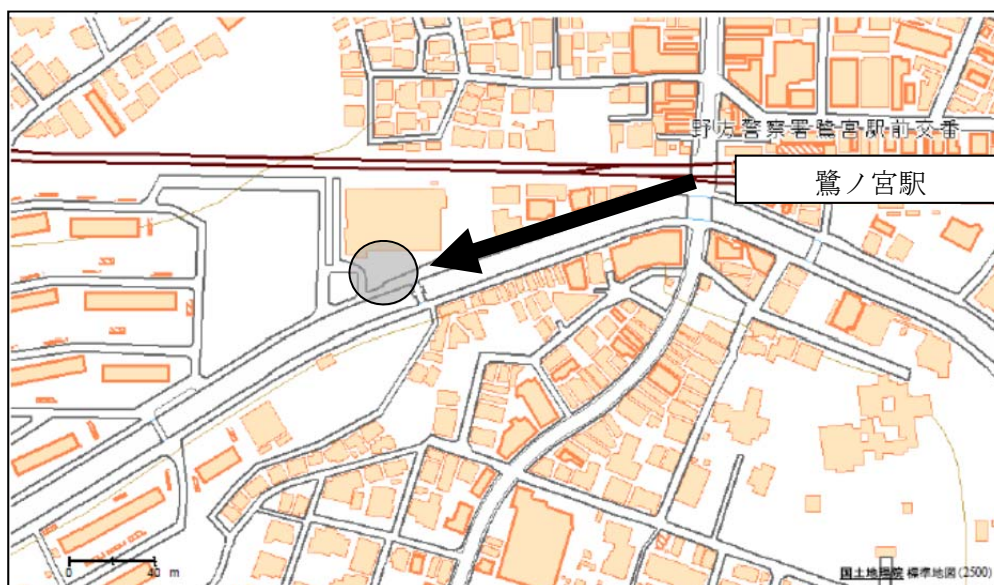
※ 野方駅南口の広場にて待機し、一時滞在施設開設後に移動

<都立家政駅>



※ 都立鷺宮高等学校への避難者数を勘案し、必要に応じて他の一時滞在施設へ移動

<鷺ノ宮駅>



※ 鷺宮体育館前にて待機し、一時滞在施設開設後に移動

6 一時滞在施設の運営

(1) 野方駅～鷺ノ宮駅周辺の一時滞在施設（平成28年7月現在）

- 都立鷺宮高等学校
- 都立武蔵丘高等学校
- 都立稔ヶ丘高等学校

(2) 一時滞在施設の開設

各一時滞在施設は、都の一斉帰宅抑制の呼びかけにより、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在移設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。

(平成 25 年 4 月 1 日東京都総合防災部「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」より)

区は、都立施設の一時的滞在施設開設状況を都ホームページ等より確認した後、開設した一時滞在施設に関する情報を防災行政無線等を通じて駅、避難所、情報提供ステーション等に提供するとともに、Lアラート、エリアメール、防災情報メールマガジン、ホームページ、ツイッター、メール等でも情報提供を行う。

(3) 一時滞在施設の運営内容

一時滞在施設の運営は、主に以下の項目について、施設管理者が行う。

- 帰宅困難者の滞在スペースの提供
- 施設滞在者への食料、水、生活物資等の提供
- 施設滞在者への災害関連情報（被災状況、交通情報等）の提供
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理

